

○弘前市スポーツ賞表彰規則

平成19年12月25日弘前市規則第68号

弘前市スポーツ賞表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、体育・スポーツの分野において、その普及・振興に貢献し、及び特に優秀な成績を収めた市民（市民を主体とする団体を含む。以下同じ。）を表彰し、もって市の体育・スポーツの発展、振興及び競技力の向上に資することを目的とする。

(表彰基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する市民に対して行う。

- (1) スポーツの選手又は団体を指導育成し、体育・スポーツの普及・振興に顕著な功績をあげた者
- (2) 地域又は職域の団体で、組織的に社会体育活動を行い、体育・スポーツの普及・振興に貢献したもの
- (3) 全国体育・スポーツ大会又は国際スポーツ大会において優秀な成績を収めたもの
- (4) その他前3号に掲げるものと同等の功績があったと認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、これを表彰しないものとする。

- (1) 禁錮(こ)以上の刑に処せられたことがある者
- (2) 社会通念上著しく好ましくない行為がある者

(表彰)

第3条 表彰は、表彰状及び弘前市スポーツ賞と記した盾を授与して行う。

2 表彰を受ける市民（以下「被表彰者」という。）が表彰を受ける前に死亡したときは、前項の表彰状及び盾は、その遺族に贈る。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、2月に行う。ただし、特に事情があるときは、この限りでない。

(表彰の取消し)

第5条 被表彰者が禁錮(こ)以上の刑に処せられ、又は社会通念上著しく好ましくない行為があったときは、表彰を取り消すことができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、弘前市スポーツ賞の表彰に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の弘前市スポーツ賞表彰規則（昭和53年弘前市規則第36号）、岩木町教育委員会表彰規則（平成元年岩木町教育委員会規則第4号）第3条第4号若しくは第5条若しくは相馬村教育委員会表彰規則（平成4年相馬村教育委員会規則第1号）第2条第1項第1号の規定により表彰された者若しくは団体のうち第2条第1項の表彰基準と同等の基準により表彰されたもの又は平成18年弘前市スポーツ賞表彰要領（平成18年弘前市教育委員会告示第102号）の規定により表彰された者若しくは団体は、それぞれこの規則の相当規定により表彰されたものとみなす。